

# 介護保険版

<医療費請求>

制度マニュアル

Ver. 10. 10. 0. 0

令和4年10月 改正対応版



株式会社インフォ・テック

### 目次

	D 0
1. はじめに	P. 2
2. 改正の内容	P. 3
後期高齢者の医療費の窓口負担割合の見直し	P. 4
(1) 2割負担に該当する対象者	P. 5
(2)配慮措置について	P. 6
(3) 高額療養費制度の適用区分について	P. 7
3. 訪問看護(医療)の変更	P. 8
3-1. 後期高齢2割負担への対応	P. 8
3-1-1. 後期高齢2割負担の入力	P. 11
3-2. マル長の入力方法の改善	P. 20
3-3. 利用者負担金集計表(医療)の CSV データの改	善 P. 30

### 1. はじめに

今回リリースいたしました介五郎(介護保険版)「Ver10.10.0.0」は、令和4年10月1日より施行された後期高齢者医療保険の2割負担への対応の確定版になります。前バージョンでは実績の入力を制限させていただいておりましたが、今バージョンにて解除しております。

#### [訪問看護(医療請求)の変更]

#### (1)後期高齢者2割負担への対応

令和4年10月1日より、後期高齢者医療1割負担の方のうち、一定以上の所得のある方の負担割合が2割に変更されます。ただし10月からいきなり2割負担になるのではなく、令和7年9月30日まで配慮措置が適用され、1割負担+3000円までに負担増がおさえられます(公費によりすでに負担上限額が定められている方を除く)。

今回のバージョンでこの請求に対応しました。

#### (2) 特定疾病療養費制度の入力方法の見直し

今回の改正内容と関連して特定疾病療養受療証(通称マル長)の情報の入力方法を見直し、利用者 台帳にマル長の情報を入力しておくことで入力の手順が分かりやすくなるように改善しました。

## 2. 改正の内容

厚労省ホームページの記事をもとに「後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し」についての概要をまとめております。詳細は下記ページからご覧ください。

#### 「後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し」

後期局齢者の医療費の窓口負担割合の見直しについて	P.4
(1)2割負担に該当する対象者	P.5
(2)配慮措置について	P.6
(3) 高額療養費制度の適用区分について	P.7

この記事は以下の資料を参考に作成しております。改正内容について、より詳しくお知りになりたい 場合はご参照ください。

厚生労働省 後期高齢者の窓口負担割合の変更等(令和3年法律改正について)
 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iryouhoken/newpage\_21060.html)

#### 後期高齢者の医療費の窓口負担割合の見直し

少子高齢化が進展し、令和 4 年度以降、団塊の世代が 75 歳以上の高齢者となり始める中、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築することが重要です。

このような状況を踏まえ、医療保険制度における給付と負担の見直しを実施するとともに、子ども・子育て支援の拡充や、予防・健康づくりの強化等を通じて、全ての世代が公平に支え合う「全世代対応型の社会保障制度」を構築することを目的として、令和3年の通常国会において、健康保険法等の一部を改正する法律が成立しました。

この法律により、令和4年10月1日から、現役並み所得者を除き、75歳以上の方等で一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が1割から2割に変わります。また、窓口負担割合が2割となる方には、外来の負担増加額を月3,000円までに抑える配慮措置があります。

#### 【一定以上の所得(2割負担の対象者)】

課税所得が 28 万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合 200 万円以上、複数世帯の場合合計 320 万円以上の方

※現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。

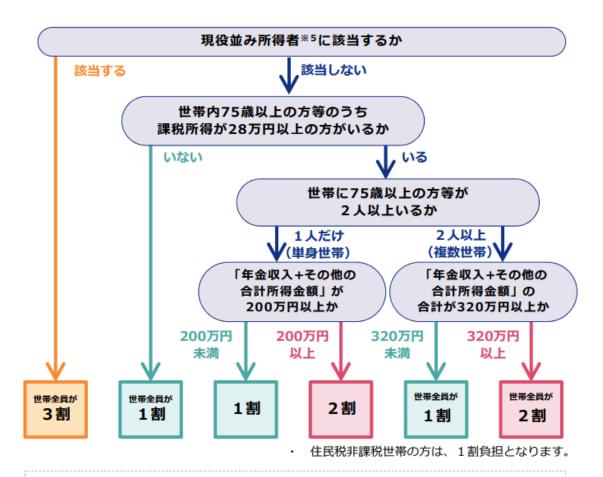
※窓口負担割合が2割となる方は、全国の後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

#### 令和7年9月30日までの配慮措置

- ・令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外です)。
- ・同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払う必要はありません。(負担増加額が3,000円を超えた場合は、同月内のそれ以降の受診は1割負担になります。)そうでない場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を後日高額療養費として払い戻します。
- ・配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている口座へ後日自動的 に払い戻します。2割負担となる方で払い戻し先の口座が登録されていない方には、各都道府県の広 域連合や市区町村から申請書を郵送します。

#### (1) 2割負担に該当する対象者

- 〇世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等※1の課税所得※2や年金収入※3等(令和3年中のもの)をもとに、世帯単位で判定します。
- 〇75歳以上の方等で一定以上の所得(課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額※4」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上)がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。



- ※1 65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。 「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除 (基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。
- ※5 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。 (一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります)

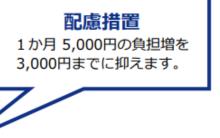
#### (2) 配慮措置について

- 〇令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来 医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象 外です)。
- 〇同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払う必要はありません。そうでない場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を後日高額療養費として払い戻します。
- 〇配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている口座へ後日自動的 に払い戻します。

#### 【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例:1か月の外来医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (2-1)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円



(例:複数の医療機関を利用した場合)



### (3) 高額療養費制度の適用区分について

令和4年 10 月1日以降、後期高齢者医療の療養明細書「特記」欄について、「区力」及び「区キ」を適用します。

※令和4年9月30日までの間は、後期高齢者医療にあっては「区工」を適用します。

コード	略称	内 容
		後期高齢者医療で以下のいずれかに該当する場合
		① 課税所得 28 万円以上 145 万円未満で年金収入とその他の合
		計所得金額が単身世帯で 200 万円以上(後期高齢者が2人以上の
		世帯の場合は 320 万円以上) の後期高齢者医療被保険者証 (一部
41	区力	負担金の割合 (2割)) の提示のみの場合
41		② 課税所得 28 万円以上 145 万円未満で年金収入とその他の合
		計所得金額が単身世帯で 200 万円以上(後期高齢者が2人以上の
		世帯の場合は 320 万円以上) の後期高齢者医療被保険者証 (一部
		<u>負担金の割合(2割))</u> かつ適用区分(Ⅲ)の記載のある特定医療費
		受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合
		後期高齢者医療で以下のいずれかに該当する場合
		① 課税所得 28 万円未満 (「低所得者の世帯」を除く。) 又は課税所
		得 28万円以上 145 万円未満で年金収入とその他の合計所得金額
		が単身世帯で 200 万円未満(後期高齢者が2人以上の世帯の場合
		は 320 万円未満) の後期高齢者医療被保険者証 (一部負担金の割
	区丰	<u>合(1割))</u> の提示のみの場合
42		② 課税所得 28 万円未満 (「低所得者の世帯」を除く。) 又は課税所
		得 28万円以上 145 万円未満で年金収入とその他の合計所得金額
		が単身世帯で 200 万円未満(後期高齢者が2人以上の世帯の場合
		は 320 万円未満) の後期高齢者医療被保険者証 (一部負担金の割
		<u>合(1割))</u> かつ適用区分(Ⅲ)の記載のある特定医療費受給者証又
		は特定疾患医療受給者証が提示
		された場合

### 3. 訪問看護 (医療) の変更

#### 3-1. 後期高齢 2 割負担への対応

今回のバージョンで 10 月より施行される後期高齢者医療 2 割負担に対応しました。令和 4 年 10 月 1 日より、これまで医療費の自己負担割合が 1 割負担だった方のうち、一定以上の所得がある方は 2 割負担に変わります。

2割負担になる方については、急激な自己負担額の増加をおさえるための配慮措置が用意されています。配慮措置が適用されると令和7年9月30日までは自己負担額が1割負担分+3000円までにおさえられます。

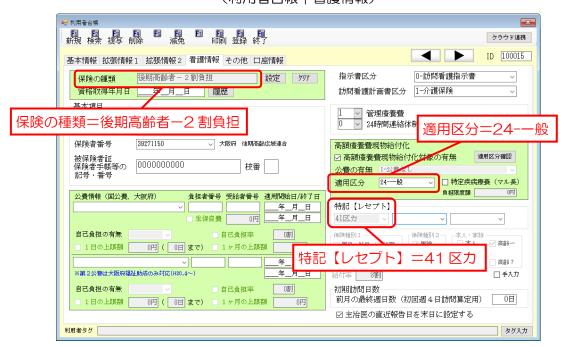
後期高齢 2 割負担の新設に対応して、療養費明細書に記載する高額療養費現物給付化制度の適用区分も見直されています。後期高齢で高額療養費の適用区分「一般」の方は、これまで療養費明細書の特記欄に「区工」を記載することになっていましたが、令和 4 年 10 月以降は「区工」が、一般かつ 2 割負担を示す「区力」と、一般かつ 1 割負担を示す「区土」に分割されます(下表)

【高額療養費現物給付化の適用区分「一般」の利用者の療養費明細書「特記」欄の記載】

令和4年9月30日まで		→ 令和4年10月1日から	
明細書特記欄の記載	区分の意味	明細書特記欄の記載	区分の意味
区工 「一般」+1 割負担		区力	「一般」+2 割負担
		区丰	「一般」+1 割負担

#### 【利用者台帳の入力例】

(利用者台帳 | 看護情報)



#### ■ 配慮措置について

2 割負担に該当する場合であっても急激な自己負担額の増加をおさえるため、原則として令和 7 年 9 月 30 日まで配慮措置が適用されます。

配慮措置が適用されると利用者の自己負担額は1 医療機関ごとに医療費の1割分+3000 円を上限として計算します。複数の医療機関を利用した場合は1か月の負担増を3,000 円までに抑えるように、 償還払いにより利用者に差額が払い戻されます。

配慮措置を含めた具体的な自己負担額の計算方法は下記になります。

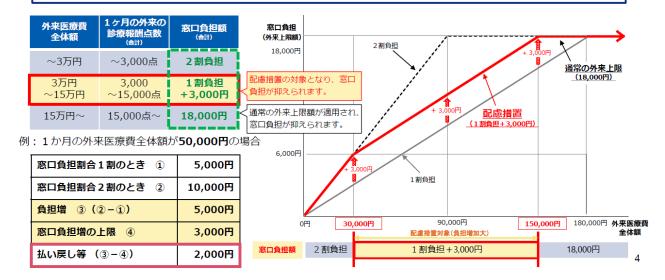
#### 【配慮措置を含めた自己負担額の計算方法】

- ①医療費が3万円未満の場合、<u>自己負担額の増加分が配慮措置の上乗せ分(3000円)未満</u>なので自己負担額は2割負担で計算
- ②医療費が3万円~15万円の場合、配慮措置が適用され自己負担額は1割負担+3000円で計算
- ③医療費が 15 万円以上の場合、<u>高額療養費制度の適用区分「一般」の負担上限額 18000 円に達する</u>ので、自己負担額は 18000 円で計算

#### 【参考】厚労省「医療機関等職員向けリーフレット(令和4年9月版)」より抜粋

#### 配慮措置の概要

- 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外です)。
- 具体的には、1割負担の場合と比べたときの1か月分の負担増が最大3,000円となるように、
  窓口負担上限額を「1割負担+3,000円」\*1又は「18,000円」\*2のいずれか低い額とします。
  - ※1 6,000円+ (医療費-30,000円)×0.1
  - ※2 通常の高額療養費制度における 2割負担対象者の外来医療での自己負担上限額(通常の外来上限)



#### ■ 配慮措置の例外

配慮措置には例外があります。国負担の公費や自治体の実施する医療費助成制度などが適用される方 (下表参照)は、配慮措置を適用しなくても公費により自己負担上限額が設定され、自己負担額がおさ えられているので、配慮措置の対象になりません。

#### 【後期高齢2割負担の配慮措置適用/非適用の条件】

#### 配慮措置が適用されない場合

- ①国負担の公費(指定難病など)がある場合
- ②特定疾病療養受療証(通称「マル長」)がある場合
- ③ (大阪府) 医療費助成 (80-障がい者医療) がある場合 (保険者が府内の場合に限る)
- ④ (兵庫県) 医療費助成 (58-高齢重度心身障害者(県)、59-高齢重度心身障害者(市町)、68-高齢重度 精神障害者(県)、69-高齢重度精神障害者(市町))がある場合

(※自治体が実施する医療費助成制度(上記③④)については、各自治体によって扱いが変わります)

#### 配慮措置が適用される場合

上記のいずれにも該当しない場合

#### 3-1-1. 後期高齢 2 割負担の入力

後期高齢者で10月より2割負担になる利用者については、基本的には利用者台帳で後期高齢2割負担の情報を入力し、それを医療看護入力に反映させて入力してください。

#### 【入力の流れ】







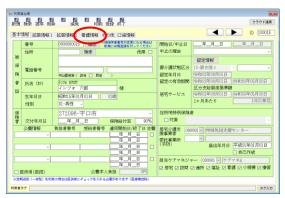
#### <利用者台帳の入力>



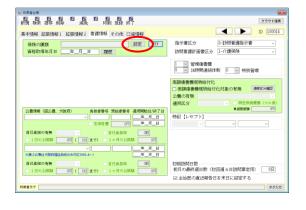
メインメニューの利用者台帳をクリックします。



② F2 検索より後期高齢 2 割負担になる方を呼び出します。



③ 「看護情報」タブをクリックします。



④ 保険の種類欄の設定をクリックします。









「後期高齢者ー2割負担」をクリックして設 定をクリックします。

⑥ 高額療養費現物給付化の「適用区分」欄で 「24-一般」を選択します。

※ 選択すると特記【レセプト】のグレー色の欄 に「41区力」が自動入力されます。

⑦ 保険者番号などその他必要事項を入力し、F9 登録をクリックして登録します。

#### **POINT** 【9月以前の実績へは影響しません】 利用者台帳で後期高齢2割負担の情報を登録しても、9月以前の実績へは影響しません。9月以前 の予定・実績ではこれまでどおり後期高齢 1 割負担として扱われます (利用者台帳) (9月以前の医療看護実績入力) 親機提鵬線縣級關鍵網 クラウド連携 ■ ID 100015 基本情報 拡張情報 1 拡張情報 2 看護情報 その他 口座情報 提供月 令和04年09月分 | 49 50 50 70 80 50 10 10 10 10 20 30 保険の種類 後期高齢者 - 2割負担 指示書区分 0-訪問看護指示書 訪問看護計画書区分 1-介護保険 1 管理療養費 0 24時間連絡体制 0 特別管理 時間終了区分 時間終了区分 保険者番号 高額療養養現物給付化 ② 喜額療養養用物給付 (保険の種類 後期高齢者-1割負担 後期高齢者-2割負担 保険の種類

利用者台帳を後期高齢 2 割負担にしても 9 月以前

公費情報 (本等 ) 本書を描述されています。 という (本書 ) 本書を描する (本書 ) 本書を描する (本書 ) 本書を描する (本書 ) 本書を表しています。 (本書 ) 本書をます。 (本書 )

の医療看護入力では1割負担のままになります

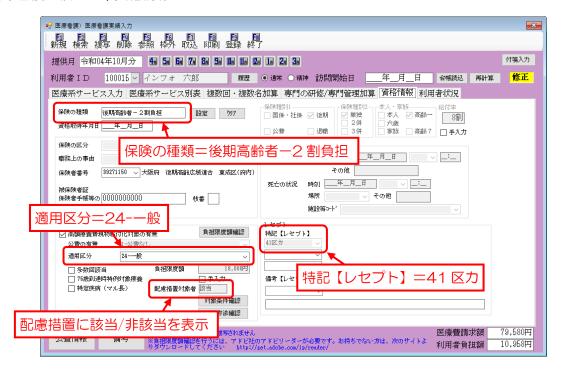
タグ入力

#### <医療看護実績入力>

医療看護入力では「資格情報」タブで後期高齢 2 割負担の情報を入力します。基本的には利用者台帳の内容が反映されますが、反映されていない場合は台帳読込を行ってください。

また、配慮措置の対象額については「医療系サービス別表」タブで確認できます。

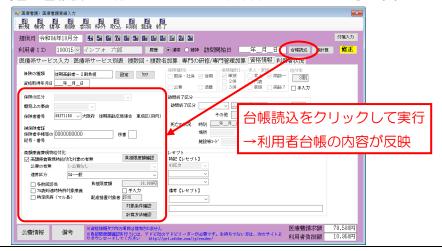
#### < 医療看護実績入力 | 資格情報 >



## 注意!

【利用者台帳の内容が実績に反映していない場合】

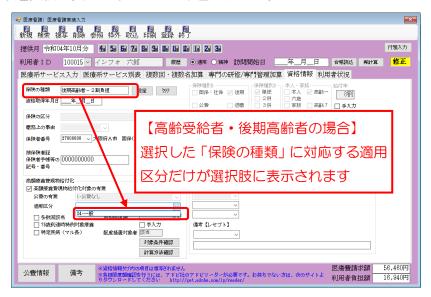
利用者台帳へ入力する前に予定・実績を作成していた場合、利用者台帳の内容が医療看護入力へ反映されません。この場合は台帳読込を行うことによって反映させることができます。



#### **POINT**

#### 【医療看護入力で保険情報を直接入力する場合】

資格情報は医療看護入力で直接入力することも可能です。その際 70 歳以上の方(高齢受給者・後期高齢者)の高額療養費現物給付化の適用区分欄について、選択した保険の種類に対応するものだけを表示し、余分な選択肢を表示しないように改善しました。



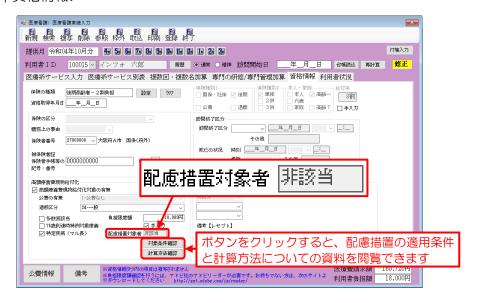
※70歳未満の方はいずれの区分になるか絞り込めないので、全ての選択肢が表示されます。

#### ■ 配慮措置について

介五郎では医療看護入力にある「資格情報」画面にて、配慮措置に該当するかしないか確認することができます。後期高齢 2 割負担であっても配慮措置を適用しない公費の情報が入力されている場合、「配慮措置対象者」欄に「非該当」と表示されます。

また<u>月次帳票印刷</u>より出力できる「利用者別負担金集計表」を見ていただけば、どの利用者に配慮措置が適用されているか、一覧形式で確認できるようになっています。

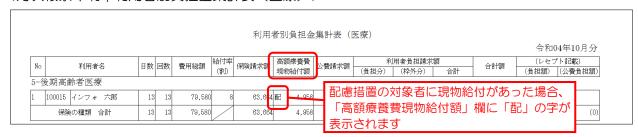
#### 〈医療看護入力 | 資格情報〉



#### <医療看護実績入力 | 医療系サービス別表>



#### <月次帳票印刷 | 利用者別負担金集計表(医療)>



## 注意!

#### 【利用者負担額の端数処理の変更】

利用者負担額は通常 10 円未満を四捨五入して表示していましたが、厚労省「医療機関等職員向け リーフレット(令和4年9月版)によると「配慮措置の適用がある場合、窓口負担額の計算は1円単 位で行い、患者から徴収すること」とされています。また、高額療養費も同様の扱いであるため、令和 4年10月提供分より高額療養費および配慮措置適用時は1円単位で表示するように変更しました。

(厚労省「医療機関等職員向けリーフレット(令和4年9月版)」より抜粋)

#### 医療機関・薬局等での計算イメージ(1円単位となる場合)

- 配慮措置の適用がある場合、窓口負担額の計算は1円単位で行い、患者から徴収することとなります。
  (※) 配慮措置は高額療養費の仕組みで行われます。
  (参考) 現役並み1の高額療養費上限額 80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%
- そのため、計算方法②について、「1割負担」の部分を1円単位で計算する必要があります。

#### **POINT**

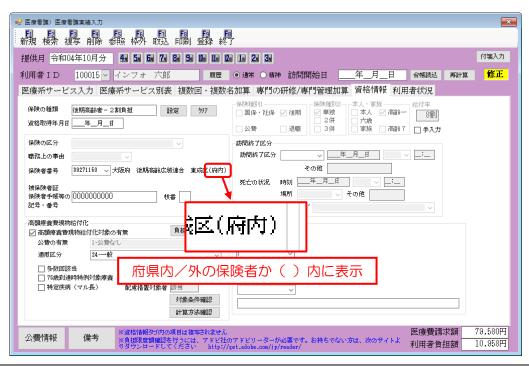
【(大阪府内のユーザー様)大阪府医療費助成がある場合の配慮措置の扱いについて】

利用者が大阪府実施の医療費助成制度(80-障害者医療)の対象者の場合、その利用者の保険者が大阪府内か府外かで配慮措置を適用する/しないが変わります。大阪府内だった場合は配慮措置を適用せず、府外の場合は適用することになります。

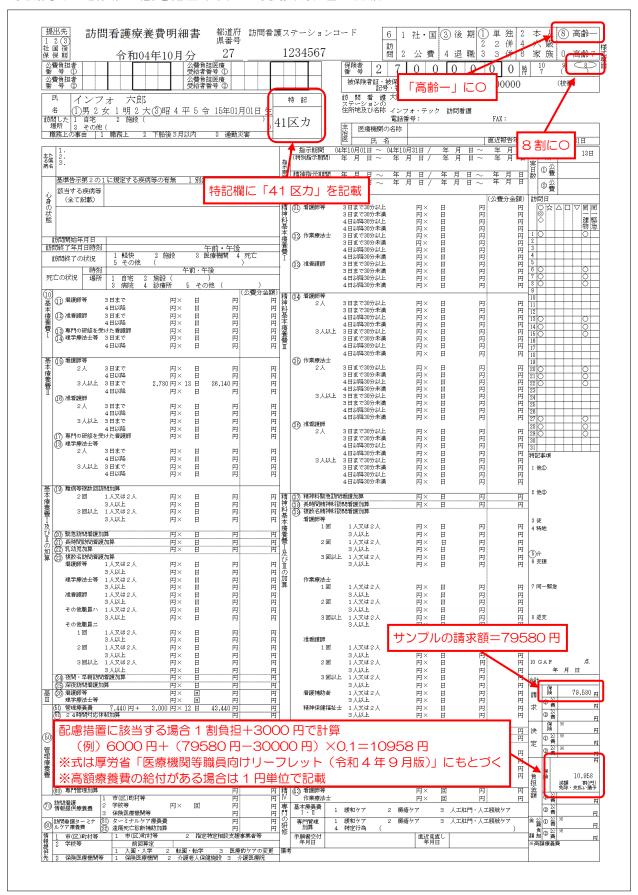
保険者がステーションと同じ府県内かどうかは保険者番号欄の右側に表示されています。 (※府県内かどうかの判定は、保険者番号と事業所台帳の都道府県番号欄を比較して行っています)

保険者	配慮措置の扱い	
大阪府内の保険者	配慮措置を適用しない	
大阪府外の保険者	配慮措置を適用する	

#### <医療看護入力 | 資格情報>



#### ■後期高齢 2 割負担(配慮措置あり)の療養費明細書の記載



#### 3-2. マル長の入力方法の改善

後期高齢者医療2割負担の利用者が特定疾病療養受療証(通称マル長。以下「マル長」と書きます) を提示した場合、令和7年9月30日までの配慮措置の対象外になります。

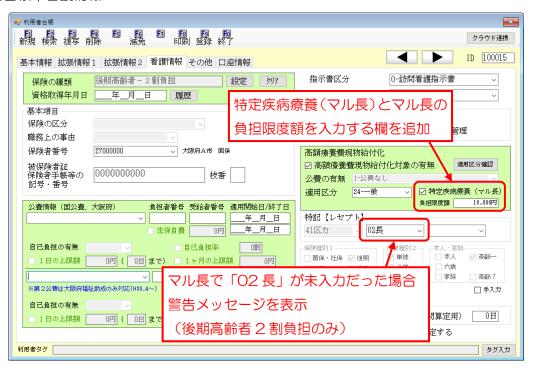
この改正に対応するにあたり、マル長の入力方法を見直し、これまでより分かりやすくなるように改善しました。マル長の情報を利用者台帳に登録しておくことができるようになり、毎月の実績入力がスムーズに進められるようになっています。

#### 特定疾病療養費制度(通称マル長)とは

長期間高額な治療を必要とする疾病で厚生労働大臣が定めるもの(血友病・人工透析を要する慢性腎不全及び血液製剤に起因する HIV 感染者)について、医療費の自己負担限度額を医療機関ごとに入院・外来それぞれ月額1万円(食事代は別)にする制度。(ただし70歳未満で上位所得世帯(基礎控除後の年間所得額が600万円以上)は2万円)

マル長の対象者は「特定疾病療養受療証」を所持します。

#### <利用者台帳 | 看護情報>



#### <特定疾病療養(マル長)の入力>



① メインメニューの利用者台帳をクリックします。



② F2 検索より対象の利用者を呼び出します。



③ 「看護情報」タブをクリックします。



④ 先に保険の種類など必須事項を入力します。









- ⑤ 「高額療養費現物給付化対象の有無」にチェックを入れ、適用区分を入力します。
  - ※保険の種類が高齢受給者・後期高齢者の場合 は全員が対象となるため自動でチェックが入 ります。
- 「特定疾病療養(マル長)」にチェックを入れます。

⑦ 負担限度額欄にマル長の自己負担限度額を入 力します。

- ⑧ 後期高齢2割負担の場合は、特記【レセプト】 欄に「O2長」を入力します。
  - ※特記【レセプト】欄の選択方法については P.24 の注意をご参照ください。

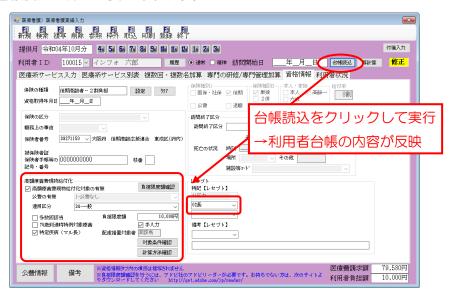


② その他必要な事項をすべて入力したら F9 登録をクリックして登録します。

## 注意!

#### 【予定・実績を先に作成していた場合】

利用者台帳へ入力する前に予定・実績を作成していた場合、医療看護入力へ利用者台帳の内容を反映させるために台帳読込を行う必要があります。



※医療看護入力画面では、令和4年10月以降のみ「特定疾病(マル長)」欄が表示されます。それ以前の提供月については、従来通り手入力のチェックを入れて負担限度額を入力する必要があります。



#### 【「特記【レセプト】」欄の記載について】

マル長で下記条件に該当する場合、医療看護入力の特記【レセプト】欄に「O2 長」か「16 長 2」を入力する必要があります。入力した区分は療養費明細書の特記欄に記載されます。

#### <利用者台帳 | 看護情報>



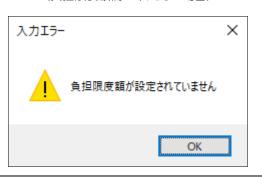
条件	特記【レセプト】欄の入力
①マル長の対象者 ②後期高齢2割負担以外で負担限度額が1万円 ③その月の自己負担額が1万円に達している	「O2 長」を入力 ※自己負担額が 1 万円未満の場合は入力しない
①マル長の対象者 ②後期高齢 2 割負担	「O2 長」を入力 ※自己負担額が上限額に達しているかに関わらず入力
①マル長の対象者 ②70歳未満で負担限度額が2万円 ③その月の自己負担額が2万円に達している	「16 長 2」を入力 ※自己負担額が 2 万円未満の場合は入力しない

## 注意!

#### 【登録時のエラー・警告について】

登録時に負担限度額・特記【レセプト】欄の入力が漏れていた場合、負担限度額が未入力の場合はエラー、特記【レセプト】欄の場合は警告メッセージが表示されます。警告メッセージは無視して登録することも可能です。

#### (負担限度額欄が未入力の場合)



#### 【具体的な条件】

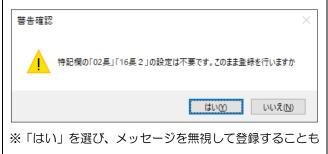
①医療看護入力で、「特定疾病療養(マル長)」に チェックを入れているのに負担限度額を入力し ていない場合

#### (特記欄【レセプト】欄に「O2長」が未入力の場合)



- ※「はい」を選び、メッセージを無視して登録することもできます
- ※70歳未満+マル長で負担限度額が2万円の場合は「02 長」のかわりに「16長2」が表示されます。

#### (特記【レセプト】欄に不要な区分が入っている場合)



できます。

#### 【具体的な条件】

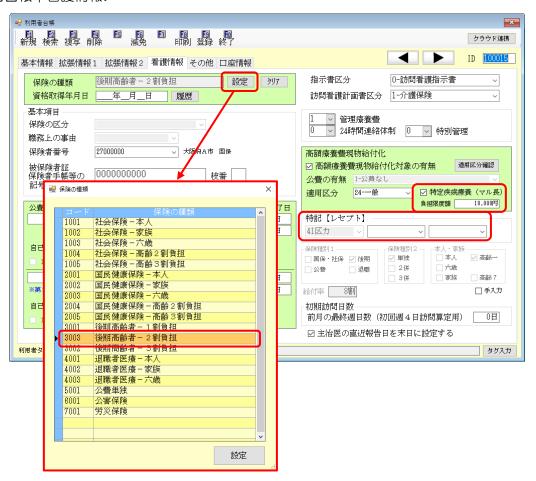
- ①利用者台帳・医療看護入力で、後期高齢2割負担+特定疾病療養(マル長)で入力しているのに特記【レセプト】欄に「O2長」を入力していない場合
- ②医療看護入力で、後期高齢2割負担以外+特定 疾病療養(マル長)で入力し、かつ自己負担額 が負担限度額の上限に達している場合

#### 【具体的な条件】

①医療看護入力で、後期高齢2割負担以外+特定 疾病療養(マル長)で入力し、かつ自己負担額 が負担限度額未満なのに、特記【レセプト】欄 に「02長」「16長2」が入力されている場合

#### ■ 画面説明

#### <利用者台帳 | 看護情報>



#### 各設定項目(変更点のみ)

項目名	説明		
保険の種類	設定画面の肢に「3003-後期高齢者2割負担」を追加しました。		
特定疾病療養(マル長)	利用者が特定疾病療養受領証を提示した場合にチェックを入れます。		
負担限度額	(※マル長の場合)特定疾病療養受領証記載の負担限度額(		
共担恢复创 	は 20000 円)を入力します。		
	後期高齢者2割負担	新しい区分「41区力」「42区キ」を追加しました。	
特記【レセプト】	¬    <b> </b>	利用者の条件に応じて「O2 長」または「16 長 2」	
	マル長	を入力します。(P.24 の「注意」参照)	

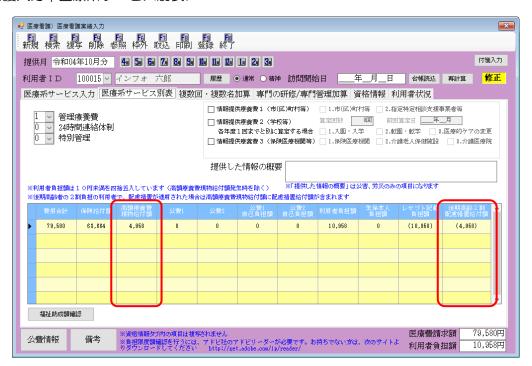
#### 〈医療看護入力 | 資格情報〉



#### 各設定項目(変更点のみ)

項目名	説明		
保険の種類	設定画面の肢に「3003-後期高齢者2割負担」を追加しました。		
特定疾病療養(マル長)	利用者が特定疾病療養受領証(通称マル長)を提示した場合、チェックを入		
付足妖約原食(マル安)	れます。		
   負担限度額	特定疾病療養受領証記載の負担限度額(10000 円または 20000 円)を		
只但恢复领	入力します。		
手入力	負担限度額を直接入力する場合にチェックを入れます。「特定疾病療養(マル長)」にチェックを入れると、手入力のチェックも自動で入ります。		
于八刀			
配慮措置対象者	後期高齢2割負担の配慮措置に該当するかしないかを表示します。		
対象条件確認	配慮措置の対象になる条件について説明した PDF 資料を閲覧できます。		
計算方法確認	配慮措置の計算方法について説明した PDF 資料を閲覧できます。		
	後期高齢者2割負担	新しい区分「41区力」「42区キ」を追加しました。	
特記【レセプト】	マル長	利用者の条件に応じて「02長」または「16長2」	
	Y /U区	を入力します。(P.24 の「注意」参照)	

#### <医療看護入力 | 医療系サービス別表>



#### 各設定項目(変更点のみ)

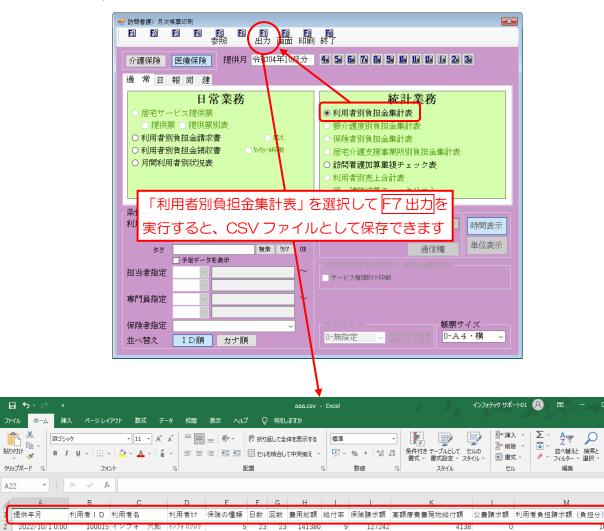
項目名	説明
高額療養費現物給付額	後期高齢 2 割負担の配慮措置が適用された場合は配慮措置により給付
同的想象更好物和的创	された金額も含めた額を表示します。
後期高齢2配慮措置給付額	後期高齢2割負担の配慮措置により給付された金額が表示されます。

#### 3-3. 利用者別負担金集計表(医療)の CSV データの改善

月次帳票印刷より印刷できる医療保険の「利用者別負担金集計表」について、CSV ファイルで出力した時に各項目の意味が分かりやすくなるように、出力したファイルの各項目の見出しを日本語にしました。

#### <月次帳票印刷 | 医療保険>

準備完了



各項目の見出しを日本語にして項目の意味が分かりやすくなるようにしました

### <CSV ファイル レイアウト>

項番	項目名	型	備考
1	提供年月	日付	
2	利用者 ID	数値	
3	利用者名	テキスト	
4	利用者力ナ	テキスト	
5	保険の種類	数値	「1」社会保険
			「2」国民健康保険
			「3」公害保険
			「4」労災保険
			「5」後期高齢者医療保険
6	日数	数値	
7	回数	数値	
8	費用総額	数値	
9	給付率	数値	
10	保険請求額	数值	
11	高額療養費現物給付額	数值	
12	公費請求額	数値	
13	利用者負担請求額(負担分)	数値	
14	利用者負担請求額(枠外分)	数値	
15	利用者負担請求額(合計)	数値	
16	合計額	数値	
17	(レセプト記載)(負担額)	数値	
18	(レセプト記載)(公費負担額)	数値	
19	配慮措置	数値	該当する場合は「1」



発行:株式会社インフォ・テック

〒537-0025

大阪府大阪市東成区中道 3 丁目 15 番 16 号 毎日東ビル 2F (TEL) 06-6975-5655 (FAX) 06-6975-5656

http://www.info-tec.ne.jp/